主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人古原進の上告理由について

本件代執行が適法であるとした原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照ら し、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。 論旨は、採用す ることができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

郎	喜一	塚	大	裁判長裁判官
男	昌	原	岡	裁判官
豊		田	吉	裁判官
讓		林	本	裁判官
<del>*</del>	_	本	栗	裁判官